

伊丹市告示第78号

介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の廃止について

介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づき介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者から事業の廃止の届出があったので、伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第15条第1項第2号の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月7日

伊丹市長 中 田 慎 也

1 第1号通所事業者

(1) 事業者の名称	医療法人社団豊明会
(2) 事業所の名称	リハビリ特化型デイサービスエミアス
(3) 事業所の所在地	兵庫県伊丹市西台1丁目6番1号
(4) 廃止年月日	令和8年5月31日
(5) 第1号事業の種類	従前相当通所型サービス